

## 審 議 経 過

1. 開会

2. 辞令書交付

3. 市長あいさつ

伊万里市長 深浦弘信

4. 委員長、副委員長の選出

下記のとおり決定

委員長： 田代 勝良 氏（佐賀県社会福祉士会）

副委員長： 中野 大成 氏（伊万里市社会福祉協議会）

5. 協議

(1) 第4次伊万里市地域福祉計画／地域福祉活動計画策定に向けて

資料を用い、計画に盛り込むべき事項や基本目標などについて説明を行った。

(委員A) 地域福祉計画が他の福祉計画の上位計画として位置づけられたとのことだが、今後の目的としてこれまでの計画と違う点は何か。

(事務局) 第3次計画では、地域福祉計画が基礎となってそれぞれの計画がより良いものとなるよう策定されていた。今後の計画については、第6次伊万里市総合計画という市の根幹となる計画があり、福祉の分野では地域福祉計画が一番基礎となる。それに基づいてそれぞれの計画が位置づけられている。法改正により全体的な計画の体系が変わった。

(委員長) 地域福祉計画とは他の計画同士の横の関係を繋ぐものである。別々のものではなく、共通したものを繋いでいくことが、それぞれの計画に共通した事項を整理していくことになるため、基本的にはそう変わっていない。

(委員B) 他の関連計画とは具体的にどういう計画であるのか。

(事務局) たとえば、伊万里市高齢者福祉計画と一体的に策定を行っている計画としては、介護保険事業計画がある。伊万里市障害者計画は同時に障害者福祉計画を策定している。

(委員長) 地域福祉計画は行政計画であり、伊万里市が責任をもって計画・策定・実行していくもの。地域福祉活動計画とは伊万里市社会福祉協議会が策定する計画である。これらには密接な関係性があり、ふたつの計画は繋がっている。行政でできないことが地域福祉活動計画に盛り込まれている。これからは地域福祉計画だけでなく、地域福祉活動計画の審議もここで同時に行っていく。

(委員C) 社会福祉協議会の位置づけとは何か。

(副委員長) 社会福祉協議会は基本的に福祉の分野に特化した組織であり、地域福祉計画と合わせて社協としてどういった活動をするのかというのが地域福祉活動計画である。地域福祉計画と地域福祉活動計画とは、互いに補完し合いながら進めていく計画である。そのための組織として社会福祉協議会があると考えていただきたい。

(委員長) 社協とは、行政だけではできないところ、地域の組織化や住民活動をつくりあげていくということをやっとやってきており、住民活動やボランティア活動という分野では専門である。その点が今回の地域福祉計画策定では大変に役に立つ。

## (2) 現計画の取組状況と課題、今後の方針について

資料を用い、福祉サービスの確保や地域福祉活動の充実などについて説明を行った。

(委員D) これは5年間の課題と方針になるのか。それとも毎年のものか。

(事務局) 課題については5年間を通しての課題。今後の方針・取組についても令和4年度から令和8年度までの5年間にこういう取組をしようというものになっている。

(委員長) 5年間では修正・調整ができないため、毎年度に微調整をしている市町もある。

(委員E) 社協の成年後見人の課題については今後取り組んでいくということでよいか。

(事務局) 中核機関を設置して、成年後見制度の利用促進や相談窓口を充実していくという流れがある。その設置にむけて今後関係機関と協議をしていくように計画している。

(委員長) 行政がどう詰めていくのか、社協がどういう形で役割を担うことになるのかをきちんと決めていかないといけない。認知症の人が色々分からなくなり、自分の代わりにしてほしいという委任や契約ができなくなればそれは判断能力が不十分であるため、そこを補うための後見制度に移行しなければならない。たとえば、社会福祉士会でそういったところを色々働きかけていて、社協が後見人として法人後見をやっていくことを、今どこでも検討段階に入っている。まだ始めたところは少ない。地域福祉計画5年間でどう計画していくのか楽しみではある。

(委員F) 福祉教育の推進のなかで、学校からの要請の総合学習の支援で平成29年から数が挙がっているが、ボランティアの項目ではコロナウイルスの影響で減少という文言がある。これについては件数がコロナウイルスの影響を受けていないのか。

(社協) 昨年度はコロナウイルス等の影響もあり、要望は少ないと考えていたが、学校も感染対策を十分にされて総合学習のなかで教育を行いたいということで、学校の要望に合わせていくようにはしていた。

### (3)伊万里市地域福祉計画改定のためのアンケート調査(案)について

資料を用い、前回アンケートからの項目の追加や対象者数などについて説明を行った。

(委員G) 問18の「保健所」の表記を「保健福祉事務所」にしていきたい。

(事務局) 修正させていただく。

(委員H) 複数回答する設問の回答欄が1つしかないところがある。

(事務局) 修正させていただく。

(委員I) このコロナ禍の状況がアンケートに反映されていないのではないかと。

(事務局) 今回の計画期間は令和4年から令和8年までであり、令和3年度中に終息することを全面に出して計画に盛り込むものではないと考えて進めさせていただいている。

(委員長) 感染症や災害など、いつくるか分からないものをアンケートに入れるのではなく、もし入れるとするなら計画の中で対応についての見解を示すことも検討が必要かもしれない。

(委員J) 現計画の取組状況が現計画で可能となった事項。今後の方針が次の計画の素案。市民にアンケートを取ることで齟齬が発生しないようにする。そして計画の素案とする、という理解でよいか。

(事務局) そのとおり。

(委員長) アンケート集計ができて素案ができるので、そのアンケートのなかから盛り込んだところや検討するところは次回策定委員会で明らかになると思われる。今後、課題または発展させたいところをよく検討し、次の計画に反映させていくという形を出していただきたい。

(委員K) アンケート問18の9にある「事業所などの福祉施設」と、12の「介護施設」の違いは何か。

(事務局) 訂正するならどういった表現がよいか。

(委員K) 9は在宅の相談センターかと思われるのでそういった表記になるかと思われる。

(事務局) 項目により内容の詳しさのバランスがとれていないところもあるので、後ほど確認し、表現を変えさせていただこうと思う。

(委員K) 9の「福祉施設」は介護施設という考えでよろしいか。

(委員長) 9の「在宅介護支援センター」等は相談機関という枠組みでよいか。

(事務局) そのとおり。

(委員長) そのあとの「事業所などの福祉施設」はサービス提供施設と一緒にしているから分かりづらいということであれば、相談機関とサービス提供施設と分けることを検討していただくということではいかがか。

(事務局) 了解した。

(委員長) 他に何か気づきがあれば事務局まで連絡してもらえば対応してもらえらると思うので、よろしく願いしたい。

#### (4)その他

「障害」という表記について賛否の意見があるため、伊万里市として今後どのような表記を用いていくか今後の策定委員会において議論していきたいという説明を行った。

## 6. 閉会

